新潟県条例第61号

新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

新潟県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第77号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第１項の規定に基づき、婦人保護施設（売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の婦人保護施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、法及び婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（婦人保護施設の設備及び運営に関する基準）

第３条　最低基準は、次条から第11条までに定めるものを除くほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるところによるものとする。

（基本方針）

第４条　婦人保護施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

２　婦人保護施設においては、入所者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（最低基準と婦人保護施設）

第５条　最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている婦人保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（非常災害対策）

第６条　婦人保護施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、当該婦人保護施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画を立てておかなければならない。

（婦人保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第７条　婦人保護施設の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定める施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

２　婦人保護施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（給食の安全性に関する情報）

第８条　婦人保護施設は、食品の原材料の産地その他の給食の安全性に関する情報の収集及び提供を行うよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第９条　婦人保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　婦人保護施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（関係機関との連携）

第10条　婦人保護施設は、婦人相談所、福祉事務所、都道府県警察、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員、母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（暴力団等の排除）

第11条　婦人保護施設は、その運営について、新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第３条に規定する基本理念にのっとり、同条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

（委任）

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成28年１月１日から施行する。